

中小企業経営強化税制のご案内

シスコnst導入費は即時償却または税制控除が受けられます

「中小企業経営強化税制」は、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を即時償却または税額控除で、中小企業経営の後押しするものです。

シスコnstは、対象の設備として登録されています。

期間：平成 29 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日

対象：青色申告者である中小企業者等（個人事業主※または資本金 1 億円以下の法人）

優遇措置：「即時償却（特別償却）」または「税額控除」のどちらかを選択できます。

必要書類：・証明書・経営力向上計画

証明書とは

ソフトウェアの導入時「中小企業経営強化税制」を利用するには、(社)情報サービス産業協会が発行する「生産性向上要件証明書」が必要になります。

お客様ご自身では、証明書の発行ができませんので弊社宛お申し出ください。

証明書の発行には(社)情報サービス産業協会が定める発行手数料（1 通税込 3,000 円）と代引手数料（税込 330 円）がかかります。

別途、お客様ご自身でご用意いただく「経営力向上計画」の申請の際に、この証明書の写しが必要になります。「経営力向上計画」については、「経営革新等支援機構（商工会議所、商工会、地域金融機関、土業等）」が申請のサポートを行っております。

ご参考サイト

- [中小企業庁（中小企業投資促進税制）](#)
- [経営力向上計画策定の手引き](#)
- [経営力向上計画申請様式・記載例](#)
- [「経営力向上計画」の申請サポート 経営革新等支援機関認定一覧](#)